

議案第 25 号

筑西市手数料条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市手数料条例の一部を改正する条例

(筑西市手数料条例の一部改正)

第 1 条 筑西市手数料条例（平成 17 年条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍の部中

「

戸籍法の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料（戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付と併せて発行した場合を除く。）

を

「

戸籍法の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成 12 年自治省令第 5 号）第 1 条の 2 に規定する方法に限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の

に、

発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付と併せて発行した場合を除く。)

戸籍法の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料（除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付と併せて発行した場合を除く。)

戸籍法の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付と併せて発行した場合を除く。)

改める。

第2条 筑西市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表開発行為の部の次に次のように加える。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事中間検査申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が0.3ヘクタール以下のもの	1件につき2,700円
	盛土又は切土をする土地の面積が0.3ヘクタールを超え2.0ヘクタール以下のもの	1件につき5,400円
	盛土又は切土をする土地の面積が2.0ヘクタールを超え4.0ヘクタール以下のもの	1件につき10,800円
	盛土又は切土をする土地の面積が4.0ヘクタールを超え7.0ヘクタール以下のもの	1件につき21,600円
	盛土又は切土をする土地の面積が7.0ヘクタールを超え10.0ヘクタール以下のもの	1件につき37,800円
	盛土又は切土をする土地の面積が10.0ヘクタールを超えるもの	1件につき54,000円

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 7 年 3 月 2 4 日から、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。